

令和8年度知立市保育所入所基準表

支給認定事由		詳細		3歳未満児	3歳以上児	挙証書類・備考
1	就 労	居宅内外で労働することを常態としている ※「労働」とは金銭を得ることを目的として行うもの ※概ね1日4時間以上、月15日以上就労すること	外勤	1ヵ月に60時間以上の就労 ※産後パパ育休(出生時育児休業)により産後8週間以内に4週間(28日)を限度として取得する休業は、就労とみなす		・就労証明書 ※不定休の場合は、シフト等を添付 ※代表者本人または代表者と親族関係がある場合は、給与明細を添付 ※産後パパ育休を取得する場合は育児休業取扱通知書(辞令等)を添付
			自営	1ヵ月に60時間以上の就労 ※代表者が本人または親族関係者の方		・就労証明書 ※法人格を有する場合は、給与明細を添付 ※法人格を有しない場合は、次の書類を添付 ・事業の実施がわかる書類(代表者のみ) 確定申告書(開業次年度以降)又は開業届等の写し(開業初年度のみ) ・事業の実績がわかる書類(代表者のみ) 収入、取引状況等がわかる書類(請求書通帳の写し等) ・給与明細(専従者等のみ)
			農業	1年の就労月数が6か月以上で、40アール以上耕作している場合(ただし、畑は1アール当たり5アールに、ビニールハウス・畜産は10アールに換算)		・就労証明書 ・農家基本台帳証明
			内職	1ヵ月の就労時間が60時間以上であり、月2.5万円以上の収入があること		・就労証明書 ・給与明細
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	【期限付】出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日が属する月から、出産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※出生児は除く、求職活動には変更不可			・出産証明書又は母子健康手帳(保護者氏名、出産日等がわかるページ)の写し
3	疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障がいを有している	1ヵ月に60時間以上の入院等 【期限付】診断書記載の療養期間(6か月以内)			・診断書(家庭保育が困難であることの記載があること) ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(所持者のみ)
4	介護・看護	長期間入院等又は障がいを有する同居の親族を常時介護又は看護している	1ヵ月に60時間以上の介護等 【期限付】診断書記載の要介護等期間(6か月以内)			・診断書又は入院証明書 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(所持者のみ)
5	災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっている	1ヵ月に60時間以上の復旧活動 【期限付】復旧活動に必要な期間			・り災証明書
6	求職活動	公共職業安定所等で求職活動を行っている	【期限付】入所要件が求職活動の場合は保育所入所日、就労の場合は、退職日の属する月から翌々月の末日まで ※ただし、保護者1人につき、年度1回を上限とする ※新規入所の場合、入所日は月の初日に限る ※原則として就労で継続入所可(やむを得ない事情により就労不能となった場合も認めることがある) ※出産、育児休業等からの変更は不可			・求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書 ・ハローワークカード、派遣登録証、紹介状の写し等
7	就 学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学している又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けている	1ヵ月に60時間以上の就学等 【期限付】就学・職業訓練に必要な期間			・就学証明書 ・在学証明書又は学生証(入学予定の場合は合格通知書等) ・カリキュラム、時間割表
8	DV・虐待	配偶者暴力又は児童虐待等により児童の保護等が必要である	【期限付】児童の保護等に必要な期間			・配偶者暴力、児童虐待等の事実がわかる書類
9	育児休業	育児・介護休業法による育児休業をしている	【期限付】育児休業期間 ※2歳児(継続入所に限る)のみ。求職活動には変更不可	【期限付】育児休業期間 ※出生児は除く、求職活動には変更不可		・育児休業取扱通知書(辞令等)
10	そ の 他	上記に類するものとして保育が必要と認めた場合	【期限付】妊娠・出産からの継続入所で、出産日から6か月を経過する日が属する月の前月の末日まで ※出生児は除く、求職活動には変更不可 ※育児休業とは重複不可			・出産証明書又は母子健康手帳(保護者氏名、出産日等がわかるページ)の写し
			死亡、行方不明、拘禁処分等により保護者不在			※実態調査を行い、保育の必要性を判断
				軽度・中度の障がいを有する児童を監護している保護者で就労等が困難である		※面接実施後に、集合保育の可否を判断 ・診断書又は意見書 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

※ 新規入所の場合は、原則として「慣らし保育」期間を設ける。

※ いずれの支給認定事由であっても、障がいを有する児童は軽度・中度に限る。

※ 育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業の方で、子どもが生まれた日から満1歳の誕生日の属する月末まで育児のために休んだ場合は、休んだ期間を育児休業とみなします(みなし育児休業)。